

## 議案第49号

### 鳥取県国民健康保険財政調整交付金条例の一部改正について

次のとおり鳥取県国民健康保険財政調整交付金条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年2月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県国民健康保険財政調整交付金条例の一部を改正する条例

鳥取県国民健康保険財政調整交付金条例（平成17年鳥取県条例第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在

しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第72条の2第1項の規定に基づき、市町村が行う国民健康保険の財政を調整するための調整交付金（以下「調整交付金」という。）の交付に関し必要な事項を<u>定めるものとする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第1条の2 <u>この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>普通調整交付金</u> <u>国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「政令」という。）第4条の2第1項第1号に掲げる事項を勘案して交付する調整交付金をいう。</u></p> <p>(2) <u>特別調整交付金</u> <u>政令第4条の2第1項第2号に掲げる事項を勘案して交付する調整交付金をいう。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第72条の2第1項の規定に基づき、市町村が行う国民健康保険の財政を調整するための調整交付金（以下「調整交付金」という。）の交付に関し必要な事項を<u>定めることを目的とする。</u></p>

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法及び政令で使用する用語の例による。

(調整交付金の種類)

第3条 調整交付金は、普通調整交付金及び特別調整交付金とする。

2 普通調整交付金は、次に掲げるものの市町村間における格差を勘案して、各市町村に対し、知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあつては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第13条第2項に規定する福祉保健部長。以下同じ。）が調整交付金交付要綱で定めるところにより算出した額を交付する。

(1) 被保険者に係る所得及び被保険者の数並びに介護保険第2号被保険者に係る所得及び当該被保険者の数

(調整交付金の種類)

第3条 調整交付金は、普通調整交付金（国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「政令」という。）第4条の2第1項第1号に掲げる事項を勘案して交付する調整交付金をいう。以下同じ。）及び特別調整交付金（同項第2号に掲げる事項を勘案して交付する調整交付金をいう。以下同じ。）とする。

2 普通調整交付金は、次に掲げるものの市町村間における格差を勘案して、各市町村に対し、知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあつては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第13条第2項に規定する福祉保健部長。以下同じ。）が調整交付金交付要綱で別に定めるところにより交付する。

(1) 一般被保険者（政令第2条第1項第1号に規定する一般被保険者をいう。以下同じ。）に係る所得及び当該被保険者

(2) アに掲げる合算額及びイに掲げる額の合算額

ア 被保険者に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）並びにその他の国民健康保険事業に要する費用の額の合算額

の数並びに介護保険第2号被保険者（政令第1条第1項に規定する介護保険第2号被保険者をいう。）に係る所得及び当該被保険者の数

(2) 次に掲げる額の合算額

ア 一般被保険者に係る療養の給付（法第36条第1項に規定する療養の給付をいう。）に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金（法第42条第1項に規定する一部負担金をいう。）に相当する額を控除した額、入院時食事療養費（法第52条第1項に規定する入院時食事療養費をいう。）、入院時生活療養費（法第52条の2第1項に規定する入院時生活療養費をいう。）、保険外併用療養費（法第53条第1項に規定する保険外併用療養費をいう。）、特定療養費（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第11条の規定による改正前の法第53条第1項に規定する特定療養費をいう。）、療養費（法第54条第1項及び第2項に規定する療養費をいう。）、訪問看護療養費（法第54条の2第1項に規定する訪問看護療養費をいう。）、特別療養費（法第54条の3第1項に規定する特別療養費をいう。）、移送費（法第54条の4第1項に規定する移送費をいう。）及び高額

イ 介護納付金の納付に要する費用の額

3 特別調整交付金は、国民健康保険事業の運営の安定化に資する事業を実施し、又はその他国民健康保険の財政に影響を与える特別な事情がある市町村に対し、知事が調整交付金交付要綱で定めるところにより交付する。

4～6 略

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が調整交付金交付要綱で定める。

療養費（法第57条の2第1項に規定する高額療養費をいう。）の支給に要する費用の額、老人保健医療費拠出金（政令第2条第1項第2号に規定する老人保健医療費拠出金をいう。）の納付に要する費用の額から退職被保険者等に係る負担調整前老人保健医療費拠出金相当額（同号に規定する退職被保険者等に係る負担調整前老人保健医療費拠出金相当額をいう。）を控除した額並びにその他の国民健康保険事業に要する費用の額の合算額

イ 介護納付金（政令第1条第1項に規定する介護納付金をいう。）の納付に要する費用の額

3 特別調整交付金は、国民健康保険事業の運営の安定化に資する事業を実施し、又はその他国民健康保険の財政に影響を与える特別な事情がある市町村に対し、知事が調整交付金交付要綱で別に定めるところにより交付する。

4～6 略

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 略

(経過措置)

第 2 条～第 5 条 略

第 6 条 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83

号）第11条の規定による改正前の法第53条第 1 項に規定する特  
定療養費を支給した市町村における第 3 条の規定の適用につい

ては、同条第 2 項第 2 号ア中「保険外併用療養費」とあるのは、

「保険外併用療養費、特定療養費（健康保険法等の一部を改正  
する法律（平成18年法律第83号）第11条の規定による改正前の

法第53条第 1 項に規定する特定療養費をいう。）」とする。

第 7 条 退職被保険者等所属市町村における第 3 条の規定の適用

については、次の表の左欄に掲げる規定中、同表の中欄に掲げ

る字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 3 条第 2 項 第 1 号	被保険者に係る所得 及び被保険者	一般被保険者に係る 所得及び一般被保険 者
---------------------	---------------------	-----------------------------

附 則

(施行期日)

第 1 条 略

(経過措置)

第 2 条～第 5 条 略

第3条第2項  
第2号ア

被保険者

納付に要する費用の  
額

一般被保険者

納付に要する費用の  
額から、調整対象基  
準額、後期高齢者支  
援金及び病床転換支  
援金の額の合算額に  
退職被保険者等所属  
割合を乗じて得た額  
を控除した額

#### 附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。